平成２０年（フ）第８９号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山530番地
破産者　株式会社牧野工務店
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７号
和歌山県岩出市中島804番地の２
破産者　金丸自動車株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３３号
栃木県足利市大前町845番地１
破産者　岩出　政積
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５９４号
秋田県潟上市昭和大久保字北野武利子沢77番地７、住民票上の住所秋田県潟上市天王字二田85番地
破産者　御所野　豊
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６５号
横浜市鶴見区寛政町27番５―505号
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３０号
愛知県西尾市亀沢町378番地　ソレアードＡ202号室、旧住所愛知県西尾市熊味町新畑128番地１
破産者　藤本　克己
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３３５号
京都市北区衣笠総門町２番地９
破産者　長縄　朱実
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４８号
京都市上京区堀川通丸太町上る上堀川町126番地ルイシャトレ二条城203号
破産者　入江　　進
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２０号
福岡市東区香椎浜４丁目１番７―102号
破産者　中島　修平
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第８７６８号
大阪市浪速区元町１丁目13番12号　難波元町コーポ201号
破産者　嶋田　幸男
1　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
2　一般調査期日　平成23年９月22日午後４時
平成23年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目９番18号
破産者　有限会社越田建設
1　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
2　一般調査期日　平成23年10月27日午前10時55分
平成23年７月29日　神戸地方裁判所伊丹支部

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第７５６号
福岡市西区大字女原251番地
破産者　國友　明徳
特別調査期日　平成23年９月９日午前10時
平成23年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７３９号
熊本県阿蘇市三久保141番地の１
破産者　有限会社三和
異議申述期間　平成23年９月22日まで
平成23年８月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６１号
熊本県阿蘇市内牧988番地８
破産者　穴見　竜三
異議申述期間　平成23年９月22日まで
平成23年８月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１４２号
福岡市西区石丸３丁目20番８号
破産者　株式会社光信
異議申述期間　平成23年９月26日まで
平成23年７月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４８号
福岡市城南区鳥飼６丁目９番18号
破産者　南雲　武松
異議申述期間　平成23年９月26日まで
平成23年７月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２４号
大阪府吹田市昭和町23番10号
破産者　有限会社ニーズ
異議申述期間　平成23年９月28日まで
平成23年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２５号
大阪府八尾市高砂町２丁目28番地　府営住宅19―640号、前住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45―307号
破産者　木下　和明
異議申述期間　平成23年９月28日まで
平成23年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
秋田県横手市追廻１丁目２番40号　金沢アパート１階
破産者　安部　多吉
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月１日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市二川町字東向山83番地　101、従前の住所愛知県豊橋市芦原町字芦原80番地の２
破産者　井古田司博
免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
平成23年８月１日
名古屋地方裁判所豊橋支部